



地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④
12/100 地域	20人	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	21人から 30人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	31人から 40人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	41人から 50人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	51人から 60人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	71人から 80人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	81人から 90人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	91人から 100人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	101人から 110人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	111人から 120人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	121人から 130人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	131人から 140人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	141人から 150人まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
151人から 160人まで	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	
161人から 170人まで	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	
171人以上	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	

休日保育加算	
処遇改善等加算 I	
⑨	
休日保育の年間延べ 利用子ども数	休日保育の年間延べ 利用子ども数
~ 210人 254,000	~ 210人 $2,540 \times \text{加算率}$
211人~ 279人 272,000	211人~ 279人 $2,720 \times \text{加算率}$
280人~ 349人 308,200	280人~ 349人 $3,080 \times \text{加算率}$
350人~ 419人 344,400	350人~ 419人 $3,440 \times \text{加算率}$
420人~ 489人 380,500	420人~ 489人 $3,800 \times \text{加算率}$
490人~ 559人 416,700	490人~ 559人 $4,160 \times \text{加算率}$
560人~ 629人 452,900	560人~ 629人 $4,520 \times \text{加算率}$
630人~ 699人 489,000	630人~ 699人 $4,890 \times \text{加算率}$
700人~ 769人 525,200	700人~ 769人 $5,250 \times \text{加算率}$
770人~ 839人 561,400	770人~ 839人 $5,610 \times \text{加算率}$
840人~ 909人 597,500	840人~ 909人 $5,970 \times \text{加算率}$
910人~ 979人 633,700	910人~ 979人 $6,330 \times \text{加算率}$
980人~ 1,049人 669,900	980人~ 1,049人 $6,690 \times \text{加算率}$
1,050人~ 706,000	1,050人~ $7,060 \times \text{加算率}$

夜間保育加算	
処遇改善等 加算 I	
⑩	
(注)	
30,520	$28,810 + 230 \times \text{加算率}$
28,810	
22,630	$20,920 + 150 \times \text{加算率}$
20,920	
18,680	$16,970 + 110 \times \text{加算率}$
16,970	
16,320	$14,600 + 90 \times \text{加算率}$
14,600	
14,740	$13,020 + 70 \times \text{加算率}$
13,020	
13,610	$11,900 + 60 \times \text{加算率}$
11,900	
12,760	$11,050 + 50 \times \text{加算率}$
11,050	
12,110	$10,390 + 50 \times \text{加算率}$
10,390	

各月初日の  
利用子ども数

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	減価償却費加算		賃借料加算		チーム保育推進加算		副食費徴収 免除加算 ※副食費の徴収が 免除される子ども の単価に加算	分園の場合 ⑮				
				加算額		加算額		処遇改善等加算 Ⅰ							
				標準	都市部	標準	都市部	⑬	⑭						
12/100 地域	20人	2号	4歳以上児 3歳児	+	7,100	7,800	+	a地域 15,800 b地域 8,700 c地域 7,600 d地域 6,800	17,600 9,700 8,400 7,500	+	22,030	+	220×加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+	
	21人 から 30人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	4,900	5,400	+	a地域 10,900 b地域 6,000 c地域 5,200 d地域 4,700	12,200 6,700 5,800 5,200	+	14,680	+	140×加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+	
	31人 から 40人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	4,300	4,700	+	a地域 9,800 b地域 5,400 c地域 4,700 d地域 4,200	10,900 6,000 5,200 4,600	+	11,010	+	110×加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+	
	41人 から 50人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	3,900	4,300	+	a地域 8,800 b地域 4,800 c地域 4,200 d地域 3,800	9,800 5,400 4,700 4,200	+	8,810	+	80×加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+	
	51人 から 60人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	3,200	3,600	+	a地域 7,200 b地域 4,000 c地域 3,500 d地域 3,100	8,100 4,400 3,800 3,400	+	7,340	+	70×加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+	
	61人 から 70人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,800	3,100	+	a地域 6,300 b地域 3,500 c地域 3,000 d地域 2,700	7,100 3,900 3,400 3,000	+	6,290	+	60×加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+	
	71人 から 80人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	3,200	3,500	+	a地域 7,100 b地域 3,900 c地域 3,400 d地域 3,000	7,900 4,300 3,800 3,400	+	5,500	+	50×加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+	
	81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,800	3,100	+	a地域 6,300 b地域 3,500 c地域 3,000 d地域 2,700	7,100 3,900 3,400 3,000	+	4,890	+	40×加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+	
	91人 から 100人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,500	2,800	+	a地域 5,500 b地域 3,000 c地域 2,600 d地域 2,400	6,200 3,400 2,900 2,600	+	4,400	+	40×加算率	+	4,500
		3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+	
101人 から 110人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,800	3,000	+	a地域 6,100 b地域 3,300 c地域 2,900 d地域 2,600	6,800 3,700 3,200 2,900	+	4,000	+	40×加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+		
111人 から 120人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,500	2,800	+	a地域 5,500 b地域 3,000 c地域 2,600 d地域 2,400	6,200 3,400 2,900 2,600	+	3,670	+	30×加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+		
121人 から 130人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,300	2,600	+	a地域 5,100 b地域 2,800 c地域 2,400 d地域 2,200	5,700 3,100 2,700 2,400	+	3,380	+	30×加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+		
131人 から 140人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,500	2,800	+	a地域 5,500 b地域 3,000 c地域 2,600 d地域 2,400	6,200 3,400 2,900 2,600	+	3,140	+	30×加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+		
141人 から 150人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,300	2,600	+	a地域 5,400 b地域 2,900 c地域 2,500 d地域 2,300	6,000 3,300 2,800 2,500	+	2,930	+	20×加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+		
151人 から 160人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,200	2,400	+	a地域 4,800 b地域 2,600 c地域 2,300 d地域 2,000	5,400 2,900 2,500 2,300	+	2,750	+	20×加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+		
161人 から 170人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,300	2,600	+	a地域 5,400 b地域 2,900 c地域 2,500 d地域 2,300	6,000 3,300 2,800 2,500	+	2,590	+	20×加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+		
171人 以上	2号	4歳以上児 3歳児	+	2,200	2,400	+	a地域 4,800 b地域 2,600 c地域 2,300 d地域 2,000	5,400 2,900 2,500 2,300	+	2,440	+	20×加算率	+	4,500	
	3号	1、2歳児 乳児	+			+			+		+		+		

(⑥+⑦)  
× 10/100



## 加算部分2

主任保育士専任加算	⑱	基本額 ( 257,450 + )	処遇改善等加算 2,570 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算		
療育支援加算	⑳	A	基本額 ( 49,870 + )	処遇改善等加算 490 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設	
		B	基本額 ( 33,250 + )	処遇改善等加算 330 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数		
事務職員雇上費加算	㉑	基本額 ( 46,100 + )	処遇改善等加算 460 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算		
処遇改善等加算Ⅱ	㉒	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ-① 48,860 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ-② 6,110 × 人数B		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める		
冷暖房費加算	㉓	1 級 地	1,780	4 級 地	1,230	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
		2 級 地	1,580	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,560			
除雪費加算	㉔	6,090		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	㉕	152,680 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
高齢者等活躍促進加算	㉖	400時間以上 800時間未満	456,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算		
		800時間以上1200時間未満	760,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数			
		1200時間以上	1,065,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数			
施設機能強化推進費加算	㉗	160,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
小学校接続加算	㉘	96,840 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	㉙	A	基本額 ( 76,960 + )	処遇改善等加算Ⅰ 760 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設	
		B	基本額 ( 50,000 + )	処遇改善等加算Ⅰ 500 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数		
		C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数			
第三者評価受審加算	㉚	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整